

事例 16

経済的虐待が疑われている中で、身体的虐待も発覚したケース

虐待の種類 → ○経済的虐待 ○身体的虐待

関係機関 → ○市町村 ○地域包括支援センター ○ケアマネジャー
○デイサービス ○社会福祉協議会 ○病院 ○警察

1 ケースの概要

本人の状況

- ・ 70代男性
- ・ 要介護2
- ・ 国民年金受給
- ・ デイサービスを利用している

養護者（虐待者）

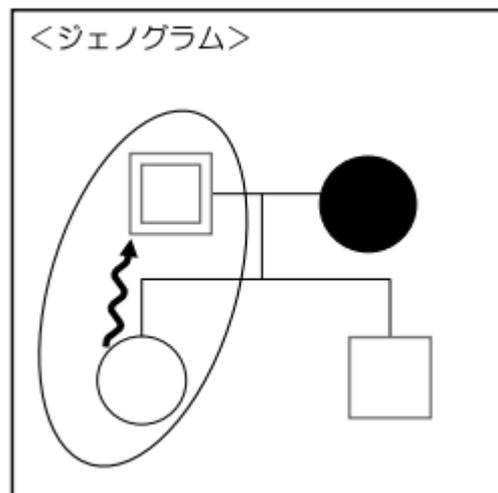
- ・ 長女（40代・同居）
- ・ 発達障がい疑い（未診断）
- ・ アルバイトを週2～3回している

本人の住居の状況

- ・ 戸建の持家にて2人暮らし

本人の家族の状況

- ・ 長男（30代・別居）
- ・ 道外に居住



2 虐待の状況と市町村の対応

①発見までの経過と虐待の状況

母親が早世し、父親と娘の2人で暮らしていた世帯。これまで長らく家のことは父親が中心に行っていたが、父親は2年前に認知症を発症し、長女が世帯を切り盛りせざるを得ない状況となった。しかし、長女はこれまでアルバイトを何度かするも長続きせず退職することを繰り返しており、基本的に父親の年金頼りの生活であった。父親の通帳を管理するようになったが、計画的に遣うことができず、月末には食

べるものもないような状況が度々みられた。さらに、父親の内科的持病も悪化しており、近医から早めに専門医を受診するよう勧められているが、金銭面を理由に受診に至っていない状況であった。父子間では激しく口論することも多く、近隣住民が警察を呼んだこともあった。このような世帯の状況に不安を持ったケアマネジャーは、地域包括支援センターへ相談し、同センターでは世帯への訪問に向けて調整を図っていた。

こうした中、ある日父親の通所するデイサービスにて、職員が本人の胸元から肩にかけて変色と腫れがあることに気づいた。急遽受診したところ、鎖骨を骨折していることが発覚した。受診時は「昨日自宅で転んでしまった」と話したが、職員が改めて周りに人がいない状況で本人に確認したところ、「娘と喧嘩になって、突き飛ばされて転んだ。力ではもう敵わなくて…」と話した。この一件について、通所先からケアマネジャーにも報告が入り、ケアマネジャーからの再相談により、市町村担当課と地域包括支援センターは早急に世帯を訪問することとした。

②市町村の対応・判断

介入にあたり市町村と地域包括支援センター間で役割分担について協議し、市町村職員は本人支援を、地域包括支援センター職員は養護者支援を行うこととした。

市町村職員はデイサービス職員の同行の下、長女がアルバイトに出ているタイミングで本人宅を訪問した。体調や怪我を心配して様子を見に来たことを伝えると、「恥ずかしい話だが、娘とは喧嘩ばかりで…。具合は悪いけどお金がないから病院も行けない。でも俺がぼけちゃって娘に面倒かけてるから、しょうがないんだ」と話した。他に困りごとはないか尋ねると、自分に何かあったとき、長女が一人でやっていけるか心配であることを繰り返し話していた。

併せて、長女が一人になる時間を目掛けて、ケアマネジャーと地域包括支援センター職員が自宅を訪問した。当初は訝しむ様子を見せたが、職員が「お父さんのこと、いろいろと大変でしょう」と投げかけると、「言ったことをすぐ忘れるし話が通じなくなった。突然怒りだすこともあって、喧嘩になる。腹が立って叩いてしまうこともある。」と涙ながらに話した。金銭面の話を振ると、きちんと家計管理できないことに悩んでいる、との話があった。

面談後、事実確認の内容をもとにコアメンバー会議を行い、虐待の事実ありと判断。両者の様子からリスクも高い状況と判断されたため、父子を分離する方向で支援していくこととした。支援にあたっては、急遽世帯を取り巻く関係機関を招集しケース会議を開き、支援の方向性や父子への関わり方について共通認識を図り、支援の役割分担を行った。分離を行うまでは、警察も含めた支援機関が協力しあい、毎日いずれかの支援者が自宅を訪問する見守り体制を構築した。

③本人と家族の意向

本人は長女を心配に思う一方で、一緒にいることで迷惑をかけているし、長女に自立してもらいたいという思いもあり、離れて生活したほうがよいかもしれないと感じている。

長女は、一人で暮らすことに不安もあるが、認知症のある父親への対応にも限界を感じている。支援を受けながら自立した生活を送りたいという思いも持つようになった。

離れて暮らす長男は、居住地が遠方であり多忙であること、家を出てからは家族と疎遠であったことから日常的な支援は難しいが、ある程度の協力は可能な関係性である。

④その後の支援経過

父親は持病により体調面に問題がある状況であったため、保健師同行の下専門医を受診したところ、当面入院治療の必要があることが判明。退院後の在宅復帰は難しいと考えられたため、要介護認定の区分変更を経て特別養護老人ホームへ入居することとなり、入居手続きには遠方に住む長男の協力を得ることができた。また、市町村長申立てにより保佐人が選任され、申立費用や報酬については成年後見制度利用支援事業により助成されることとなった。

娘については、地域包括支援センター職員の支援により、父親と世帯分離の上生活保護の受給が決定した。また、関わりの中で発達障がいや軽度の知的障がいの疑いがあると考えられたため、相談支援事業所との連携を図り、障害福祉サービスの利用につなげた。課題であった金銭管理については、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を利用することとなった。現在は支援機関の援助を受けながら一人暮らしを継続しており、父親とは月に何度か施設を訪問し面会している。

3 解説

①早期に虐待と捉えることの重要性

本事例は経済的虐待の疑いがあり、介入を検討している段階で身体的虐待が発生してしまったケースです。ケアマネジャーや近隣住民は虐待の「兆し」を察知していたため、支援者が早期の段階で情報共有・介入できていれば、大きな怪我には至らなかった可能性もあります。

養護者自身には虐待をしているという認識がない場合や、また虐待を受けている高齢者自身も養護者をかばったり、他人に知られたくないといった思いから事態を隠すこともあります。深刻な虐待を防止するためには、地域のネットワークづくりを行い、早期に気付くことができる仕組みを構築することが重要です。

ネットワークには民生委員・NPO・ボランティア・町内会・自治会・福祉や介護分野などが、地域を通じて高齢者虐待の予防と早期発見に関わりながら必要な支援につなぐことが求められます。また、ネットワークの中でも高齢者の福祉に業務上関係のある者は、早期発見に努めなければならないことが高齢者虐待防止法に規定されています。(第5条)。特に高齢者が介護保険サービスを利用している場合には、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)や介護保険サービス事業所の職員は高齢者や養護者・家族等と接する機会も多いことから高齢者の身体面や行動面での変化、養護者・家族等の様子の変化など専門的な知識をもって常に観察することが重要であり、早期に発見し市町村や地域包括支援センターへ相談・通報することが重要です。

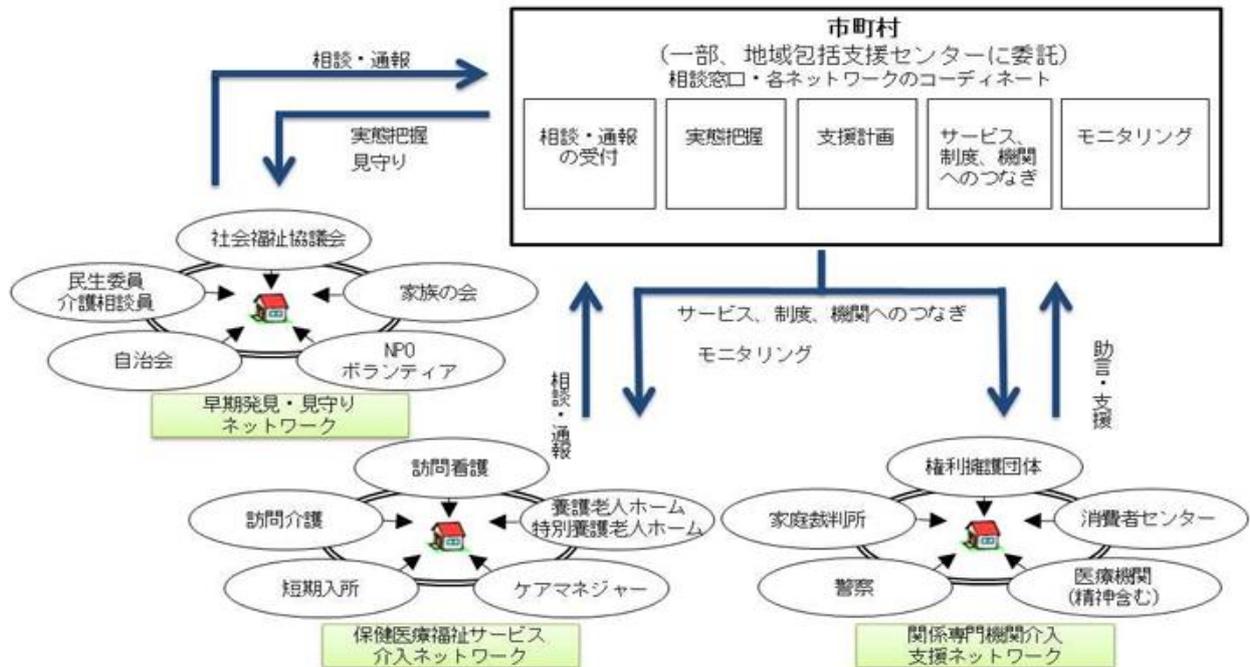
②関連機関との連携

虐待対応を行う市町村の担当部署や地域包括支援センターだけで判断することが難しい、法律分野、精神保健分野、生活保護などの専門的な支援・介入が必要な事例などについては、区市町村の事業者へのバックアップ機能のほか、専門機関の専門スタッフが事例の支援にも直接参画できるような仕組みを構築する必要があります。

また、緊急性が高く養護者が介入を拒否している場合等は、高齢者虐待防止法第12条に基づき、市町村長は警察署長に援助を求めることができます。

具体的な事例に際して警察署とのスムーズな連携を実現するために、組織として日常的に情報を交換すること等を通じて高齢者虐待防止に向けた活動への共通理解を図るとともに、実際に立入調査を行う際の手順の確認を含む具体的な連携の方策を、双方があらかじめ整理しておくことが重要です。

高齢者虐待防止ネットワーク構築例



※委託型の地域包括支援センターについても、市町村と綿密な連携を取り対応することが必要です。

【出典】厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（令和7年3月）p.34

③成年後見制度の活用について

本事例において、キーパーソンであった長男は施設入所に係る手続きについては協力しても良いが、今まで長女が父親の面倒を見ていたことや、自身が父親との折り合いが悪く、長らく疎遠であったことから、金銭面については関わりたくないとの意向が示されました。他に協力を得られる親族もいないことから、市町村は成年後見制度の活用を行うこととし、市町村長による申立てを行いました。高齢者虐待防止法でも、適切に老人福祉法第32条に基づいて市町村長による成年後見制度利用開始の審判請求（市町村長申立て）を行うことが規定されています。

成年後見制度の活用が必要であると判断された場合は、速やかに申立ての準備に入ります。高齢者虐待対応における成年後見制度の利用の場合、市町村申立てが原則となる点が特徴的です。

また、高齢者が経済的虐待を受けている場合や収入が少ない場合等は、高齢者の資産から成年後見人等への報酬を確保することが困難ですので、市町村における地域支援事業の任意事業である「成年後見制度利用支援事業」によって報酬助成を行えるような環境を整備することが重要です。

なお、成年後見制度利用開始の審判請求における申立費用は原則申立人の負担となりますが、本人負担とする旨申立時に上申することも可能です（最終判断は家庭裁判所によります）。